

# 看護小規模多機能型居宅介護

## 重要事項説明書

株式会社 Grand・Love  
看護小規模多機能型居宅介護施設  
ローズヴィレッジ

## 1. 事業者

法人名	株式会社 Grand・Love
法人所在地	群馬県桐生市新里町新川584-3
電話番号	0277-74-2005
代表者氏名	青木 貴子
設立月日	平成26年 7月 2日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護事業所  
平成27年6月1日 指定事業所番号1090300318号  
医療保険による訪問看護  
平成27年6月1日 指定事業所番号0390190号
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス  
訪問看護・訪問介護サービス、宿泊サービスを柔軟に組みあわせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ローズヴィレッジ
- (4) 事業所の所在地 群馬県桐生市新里町新川584-3
- (5) 電話番号 0277-74-2005
- (6) 管理者氏名 土谷恵子
- (7) 運営方針 利用者様が出来る限り在宅で楽しく、幸せに暮らせるように心ある介護を提供します。
- (8) 開設年月日 平成27年6月1日
- (9) 登録定員 29名 (通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室はすべて個室です。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	全室個室 9部屋
機能訓練室	65.42㎡
調理室	12.42㎡
浴室	17.18㎡ 大浴室1箇所・機械浴1台
消防設備	自動火災報知機 非常通報装置 誘導灯 ガス漏れ検知器 消火器 非常用照明

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

## 3. 事業所実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 桐生市・みどり市  
※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

## (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（24時間）
通いサービス	9：00 ～ 16：00（基本時間）
訪問系サービス	24時間
宿泊サービス	17：00 ～ 9：00（基本時間）

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職員の職種		
管理者	常勤兼務1名	事業内容の調整
介護支援専門員	(常勤非常勤)兼務1名以上	サービスの調整・相談業務
看護職員	3名以上	健康チェック等の医療業務 機能訓練業務 日常生活の援助
介護職員（通いサービス）	通いサービス利用者3名又はその端数を増す毎に1名以上	日常生活の介護 相談業務
介護職員（訪問サービス）	2名以上	直接居宅に訪問し、 必要な支援を行う
介護職員（宿泊サービス）	宿泊がある場合には、 夜勤1名以上	宿泊利用者の介護 相談業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1人（8時間×5人÷40時間＝1人）となります。

<主な職種の勤務体制>

居室・設備の種類	備	考
管理者	勤務時間	8：30～17：30
介護支援専門員	勤務時間	8：30～17：30
看護職員	主な勤務時間	8：30～17：30 夜勤あり
介護職員	主な勤務時間	8：30～17：30 夜勤あり
看護・介護職員	夜間の時間	17：00～ 9：00
看護・介護職員	その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。	

## 5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 ・介護保険の給付の対象となるサービス
(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 ・介護保険の給付対象とならないサービス
(3) 医療保険制度により、訪問看護が医療保険対象の場合 ・医療保険の給付の対象となるサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で行うのかについては、利用者との協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・利用者の状況に応じて食事形態を変更できます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスは任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に応じて適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問系サービス(訪問看護・訪問介護) ※医療保険による訪問看護も同様

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・医師の指示にて医療行為を行いません。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - ①利用者もしくはその家族等からの 金銭または高価な物品の授受
  - ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の 同意なしに行う喫煙
  - ③利用者もしくはその家族等に対して行う 宗教活動、政治活動、営利活動
  - ④そのほか 利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<基本サービス利用料金> (契約書第5条参照)

別紙「看護小規模多機能型居宅介護 料金表」「医療保険による訪問看護 料金表」に定める通りとします。

- ※ 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- ※ 介護保険を利用する場合の自己負担は、基本料金の1割または2割・3割です。
- ※ 料金は一か月ごとの包括費用です。
- ※ 月途中の登録や登録を終了した場合、月途中から医療保険による訪問看護の対象となった場合には、利用した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。  
ただし月途中で入院した場合は、この限りではありません。
- ※ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用を開始した日を言います。
- ※ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- ※ 介護保険又は医療保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条参照)

介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。  
料金は別紙「看護小規模多機能型居宅介護 料金表」に定める通りとします。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第5条参照)

利用料は1カ月単位とし、毎月10日前後に前月分の請求書をお渡し致します。

1) 利用者の指定口座から、自動振替の場合

当該月の利用料は翌月20日に指定する口座から振替えます。

(20日が土・日・休日の場合は、その翌営業日に振替えます)

2) 事業所指定口座へのお振込みの場合

当該月の利用料は翌月20日までに事業所指定口座へお振込みをお願い致します。

3) 現金払いの場合

当該月の利用料は翌月末までに、お支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

☆ サービス利用中止のご連絡を頂かなかつた場合、または当日になってキャンセルされた場合、介護保険の対象外のサービスについては取消料として自己負担額の100%を頂きます。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合があります。その場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

#### (5) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者へ交付します。

### 6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

#### (1) 当事業所における苦情の受付

受付窓口（担当者）	管理者 土谷恵子
受付時間	24時間
電話番号	0277-74-2005

※また、ご意見箱を事業所玄関に設置してありますので、ご活用下さい。

#### (2) 行政機関そのほか苦情受付機関

桐生市役所 健康長寿課	所在地 群馬県桐生市織姫町1-1 電話番号 0277-46-1111 FAX 0277-45-2940 受付時間 8:30～17:15
みどり市 介護高齢課	所在地 群馬県みどり市笠懸町2952番地 電話番号 0277-76-0974 FAX 0277-76-9048 受付時間 8:30～17:15
群馬県 国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町335番地8 電話番号 027-290-1319 FAX 027-255-5077 受付時間 9:00～17:00
群馬県社会福祉協議会	所在地 群馬県前橋市新前橋町13番地12 電話番号 027-255-6032 FAX 027-255-6444 受付時間 9:00～17:00

### 7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

#### <運営推進会議>

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村議員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

<提供するサービスの第三者評価の実地> なし

## 8. 協力医療機関、バックアップ施設

<協力医療機関>

東邦病院	所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地 電話番号 0277-76-6311
高木病院	所在地 群馬県桐生市相生町5-754 電話番号 0277-53-7711
はせがわ循環器内科 クリニック	所在地 群馬県桐生市新宿2-8-26 電話番号 0277-44-9041
赤南診療所	所在地 群馬県桐生市新里町小林50-4 電話番号 0277-74-8344
みんなの伊勢崎クリニック	所在地 群馬県伊勢崎市境伊与久3279 電話番号 0270-75-5862
あきこ歯科医院	所在地 群馬県桐生市新里町新川584-7 電話番号 0277-20-2220

## 9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

消防署への届出日	平成27年6月1日
防火管理者	青木 貴子
消防用設備	自動火災報知機 非常通報装置 誘導灯 ガス漏れ検知器 消火器 非常用照明

## 10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証・自己負担割証・後期高齢者医療被保険者証又は健康被保険証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 多額の現金や貴重品は盗難事故を防止するため、お持ちにならないでください。  
また利用者同士や職員への贈答品等は経済的・精神的にご負担を強いる結果となり、信頼関係を損ねてしまう事になりかねませんので、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。  
お持ちになった場合の紛失・破損・盗難は保証できかねますので、ご了承ください。
- 宿泊利用の場合、衣類の洗濯をさせていただきますが、特殊なクリーニング方法が必要な衣類はできるだけ避けて頂き、縮んだなどの損傷が発生した場合の保障はできません。  
また、お名前はできるだけ大きくハッキリと記入するよう、お願い申し上げます。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。  
また、下記の行為はハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させて頂くことがありますので、ご理解・ご了承ください。
  - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
    - ・物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、怒鳴る
    - ・対象範囲外のサービスの強要

② セクシャルハラスメント

- ・従業員の体を触る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話や卑猥な言動

③ その他

- ・従業者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為など

## 11. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は防止するため次にあげるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者は管理者です。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
3. 虐待防止のための指針を整備します。
4. 虐待防止のための研修を定期的実施します。
5. 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

## 12. 身体拘束廃止取り組み内容

利用者の身体拘束を行いません。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行う事ができます。なお、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録します。

## 13. 事故報告と連絡

### 1、事故報告と連絡

- ・事故が発生した場合、ご家族、市町村、関係医療機関等に連絡を取ります。
- ・事故報告書を作成し、職員に周知します。

### 2、事故の原因解明と防止策

- ・事故の原因を詳しく調査し、再発防止策を検討します。
- ・事故防止マニュアルを整備し、職員に研修を行います。

### 3、賠償対応

- ・賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

## 14. 緊急時の対応

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。

また、24時間・365日緊急の連絡や相談、緊急時の訪問看護依頼等に対応します。

※ 緊急訪問看護を実施した場合は、加算が追加されます。

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき  
重要事項の説明を行い、2部作成し1部を当社控え、1部を利用者様に交付いたします。

令和      年      月      日

説明者                      氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、  
看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し本書面を受領しました。

【利用者】              住      所      \_\_\_\_\_

氏      名      \_\_\_\_\_

【代筆者】              住      所      \_\_\_\_\_

氏      名      \_\_\_\_\_

## 看護小規模多機能型居宅介護 料金表

### (1) 介護保険給付サービス利用料金

#### 1. 基本料金

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	12,447単位	17,415単位	24,481単位	27,766単位	31,408単位
自己負担額 (1割)	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円
自己負担額 (2割)	24,894円	34,830円	48,962円	55,532円	62,816円

#### 2. 各種加算料金（主なもの、印が当事業所で算定している加算）

加算の名称	単位数	自己負担	備 考
<input checked="" type="checkbox"/> 初期加算	30単位/日	30円/日	登録日から30日間に限り算定
<input checked="" type="checkbox"/> 総合マネジメント体制強化加算	1200単位/月	1200円/月	地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する。
<input checked="" type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位/月	350円/月	介護福祉士の有資格者の割合や勤務年数から、質の高いサービスを提供する。
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅲ)	760単位/月	760円/月	認知症日常生活自立度がⅢ以上の方
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症加算(Ⅳ)	460単位/月	460円/月	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度がⅡの方
<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理体制加算	(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 250単位/月	(Ⅰ) 500円/月 (Ⅱ) 250円/月	特別な管理が必要な利用者に計画的な管理を行った場合、要件により(Ⅰ)(Ⅱ)がある。
<input checked="" type="checkbox"/> 緊急時対応加算	774単位/月	774円/月	24時間体制で計画的訪問と緊急時訪問
<input checked="" type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2500単位/月	2500円/月	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
<input checked="" type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600単位/回	600円/回	退院時共同指導後に初回訪問看護を実施
<input checked="" type="checkbox"/> 訪問体制強化加算	1000単位/月	1000円/月	居宅における生活を継続するための提供回数を強化した場合
<input checked="" type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	800単位/月	800円/月	若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合
<input checked="" type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算	40単位/月	40円/月	厚生省との連携システムを使用しケアの質向上に努めた場合
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月の総単位数 14.6%	1820円 ~ 4590円/月	経験・技能のある人材を確保・定着させ、技術や能力の向上を図り質の高いサービスを提供する。

※ 上記料金は、介護保険関連の法令に基づき定められた料金です。法令が改正になった場合には法令に従い変更させていただきます。

※ 上記の料金は、単位数に桐生市・みどり市の地域単価10円を乗じて算出しています。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 介護職員等処遇改善加算( )の単位数は基本料金の単位数の違いや加算の算定の有無により変わります

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

内 容	金 額	備 考
食 費	朝食：300円 昼食：500円 おやつ代：100円 夕食：500円	利用者に提供する食事に関する費用
宿泊費	1泊につき2,000円	利用者に提供する宿泊サービスに要する費用
複写物の交付	1枚につき10円	サービス提供についての記録をいつでも閲覧いただけますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます
その他の費用	実費	利用者が希望して行うレクリエーションの材料代や外食代など

事業の実施地域を超えて行う 交通費及び送迎にかかる費用	事業所から片道おおむね	片道利用料
	4キロメートル未満	500円
	4キロメートル以上8キロメートル未満	1,000円
	8キロメートル以上	1,500円

- H29. 4. 1 介護職員処遇改善加算 改訂
- R1. 6. 1 宿泊費変更、おやつ代追加 改訂
- R1. 10. 1 看護小規模多機能型居宅介護費 改訂
- R1. 8. 1 看護職員数 改訂
- R2. 2. 1 提供するサービスの第三者評価の現地状況追加 改訂
- R2. 3. 10 協力歯科医院・あきこ歯科医院追加 改訂
- R2. 9. 1 看護職員数 改訂
- R2. 10. 1 訪問体制強化加算追加 改訂
- R3. 4. 1 看護小規模多機能型居宅介護費 改訂
- R4. 4. 1 看護職員数 改訂
- R4. 10. 1 介護職員等特定処遇改善加算追加 改訂
- R4. 10. 1 介護職員等ベースアップ等支援加算 改訂
- R5. 7. 1 科学的介護推進体制加算 改訂
- R6. 4. 1 看護小規模多機能型居宅介護費 改訂
- R6. 7. 1 管理者変更・業務継続計画・実費交通費  
医療保険による訪問看護に関わる事項  
ハラスメント対策に関わる事項 追加 改訂

## 医療保険による訪問看護 料金表

### <医療・精神>

訪問看護管理療養費		10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1～3 以外の場合	7,670円	767円	1,534円	2,301円
2回目以降	訪問看護基本療養費（I）	3,000円	300円	600円	900円

### <医療>

訪問看護基本療養費（I）		10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
看護師・理学療法士等	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師	週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円

在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
---------------------	--------	--------	------	--------	--------

※厚労省が定める疾病等は入院中に2回

### <精神>

基本療養費 項目		10割	ご利用料			
			1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費 I (1日につき)	看護師 週3回まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	看護師 週4回以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師 週3回まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	准看護師 週4回以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

在宅療養に備えた 一時的な外泊時	入院中に1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
---------------------	--------	--------	------	--------	--------

※厚労省が定める疾病等は入院中に2回

<医療・精神>

加算項目	10割	ご利用料			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
難病等複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に2回	
	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日に3回以上	
緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	1日につき(月14日目まで)	
	2,000円	200円	400円	600円	1日につき(月15日目以降)	
長時間訪問看護加算(90分超)	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1日を限度	
複数名 訪問看護加算	看護師2名以下	4,500円	450円	900円	1日に1回	
	看護師と准看護師	3,800円	380円	760円	1日に1回	
	看護師と看護補助	3,000円	300円	600円	900円	週に1回
		6,000円	600円	1,200円	1,800円	1日に2回
		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	1日に3回以上
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日の翌日以降初日に加算	
(90分以上の場合)	8,400円	840円	1,680円	2,520円	退院日の翌日以降初日に加算	
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	退院または退所につき1回を限度	
在宅患者連携指導加算	3,000円	300円	600円	900円	1月に1回算定	
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	200円	400円	600円	1月に2回まで算定可	
特別管理加算	2,500円	250円	500円	760円	1月に1回算定	
(重症度が高い利用者)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回算定	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	210円	420円	630円	(18～22時)・(6～8時)1日につき	
深夜訪問看護加算	4,200円	420円	840円	1,260円	(22～6時)1日につき	
訪問看護情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円	1月に1回算定	
訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月1回	
看護介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	760円	1月に1回算定	
24時間対応体制加算	6,800円	680円	1,360円	2,040円	1月に1回算定	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	厚生労働大臣の定める疾病等の利用者	
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	5円	10円	15円	1月に1回算定	
ベースアップ評価料(1)	780円	78円	156円	234円	1月に1回算定	

<精神>

加算項目	10割	ご利用料			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
精神科複数回訪問加算	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に2回	
	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1日に3回以上	
精神科緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円	1日につき(月14日目まで)	
	2,000円	200円	400円	600円	1日につき(月15日目以降)	
複数名精神科訪問看護加算	看護師 2名以下	4,500円	450円	900円	1,350円	1日に1回
		9,000円	900円	1,800円	2,700円	1日に2回
		14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	1日に3回以上
	看護師と 准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円	1日に1回
		7,600円	760円	1,520円	2,280円	1日に2回
		12,400円	1,240円	2,480円	3,720円	1日に3回以上
	看護師と看護補助 又は精神保健福祉士	3,000円	300円	600円	900円	週に1回
	長時間精神科訪問看護加算 (90分超)	5,200円	520円	1,040円	1,560円	週1日を限度
	精神科重症患者 支援管理連携加算(イ)	8,400円	840円	1,680円	2,520円	1月に1回
精神科重症患者 支援管理連携加算(ロ)	5,800円	580円	1,160円	1,740円	1月に1回	

- ※ 上記料金は、医療保険の法令に基づき定められた料金です。  
法令が改正になった場合には法令に従い変更させていただきます。
- ※ 准看護師がサービスを提供する場合、上記の表の看護報酬は10%減額になります。
- ※ 訪問時間は1回につき30分～90分です。
- ※ 身体障害者や特定疾患の医療受給者など公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。
- ※ ご利用途中または一時的(特別訪問看護指示書)に、医療保険による訪問看護の対象になった場合でも、速やかにサービスの提供をさせていただきます。
- ※ 医療保険による訪問看護が対象になった場合は、看護小規模多機能型居宅介護利用料金より減算されます。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
医療訪問看護減算 (1日につき)	925単位	925単位	925単位	1,850単位	2,941単位
特別指示訪問看護減算 (1日につき)	30単位	30単位	30単位	60単位	95単位